

オミクロン株への対応、防疫強化措置の延長

(略)

○2週間にわたる対応措置の施行中、国内外のリスク分析等が行われたところ、死亡率及び重症度等に関する明確なリスク評価を行った結果、国内への流入遮断のため、次のとおり対応措置を延長することとした。

① 入国制限措置

○防疫強化国家、危険国家、隔離免除から除外された国家*に指定された南アフリカ等の11か国**発の短期滞在外国人の入国制限、韓国人及び長期滞在外国人の臨時生活施設における10日間の隔離及び4回のPCR検査(入国前、入国後1日目、入国後5日目、隔離解除前)は2022年1月6日まで延長する。

* (防疫強化国家) ビザ及び航空便の制限

(危険国家) 10日間の施設隔離

(隔離免除から除外された国家) 予防接種者に対する隔離

**ナミビア、南アフリカ、モザンビーク、レソト、マラウイ、ボツワナ、エスワティニ、ジンバブエ、ナイジェリア、ガーナ、ザンビア

○アフリカ大陸における感染者の発生と地域内での拡散が推定されるため、一時的に運航中止となっていたエチオピア発の直行便も2022年1月6日まで国内入港を中断する。ただし、現地滞在中の同胞を輸送するための不定期便は、関係省庁間の協議を経て編成する予定である。

② 隔離強化

○**上記の入国制限11か国以外のすべての国からの入国者に適用される隔離措置の強化も、2022年1月6日まで延長**する。

—**すべての国から入国する韓国人及び長期滞在外国人は、予防接種の有無に関係なく、10日間の自宅隔離およびPCR検査を3回(入国前、入国後1日目、隔離解除前)受けなければならない**、短期滞在外国人は臨時生活施設にて10日間の隔離とPCR検査を3回受けなければならない。

—隔離免除書の発給(葬儀出席、公務等に限定)も2022年1月6日まで延長する。

—ただし、シンガポール、サイパン等と既に締結されているトラベルバブルの場合、国家間の相互信頼等を考慮して隔離免除を維持し、PCR陰性確認書の要件の強化等、防疫措置を追加ないし補完する。

(略)

(了)

【原文 URL】

http://ncov.mohw.go.kr/tcmBoardView.do?brdId=&brdGubun=&dataGubun=&ncvContSeq=368929&contSeq=368929&board_id=&gubun=ALL